農業近代化資金借用証書特約条項

(繰上償還)

第1条 借入者

(以下、「乙」という。)は、

農業協同組合(以下、「甲」という。)が下記の各号の1に該当したと認めた場合において、甲の請求により期限の利益を失い直ちにこの債務及びこの債務から生じる一切の債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- 1. 乙がこの借入金を目的以外の使途に使用し又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- 2. 乙がこの借入金により改良、造成又は取得した施設等を他に譲渡若しくは目的以外の使途に使用したとき又は公用収用により使用を中止するとき。
- 3. 乙がこの証書に基づく債務若しくは義務の履行を怠るか又はこの債務を履行することが困難となり、若しくはその恐れのあるとき。
- 4. 乙がこの資金借入れにつき又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間に おいて、甲に対し虚偽の申出若しくは報告をなし、又は必要な事実の申出若しくは 報告を怠ったとき。
- 5. 乙及び保証人に対して仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申請、破産、再生手続 開始等の申立てがあったとき。
- 6. 乙及び保証人が租税公課を滞納して督促状に指定された期日までに完納しなかった とき又は保全差押を受けたとき。
- 7. 「大阪府農業近代化資金融通措置要綱」及び本契約の一つにでも違反したとき。
- 8. 借入後の経営状況の報告について、甲の求めに応じなかったとき。
- 9. その他債権保全上必要なとき。

(債務の弁済)

- 第2条 乙は、この借入金により行う事業の全部又は一部につき国の補助金又はこれに伴 う大阪府の補助金等の交付を受けたときは、償還期限にかかわらずこれを遅滞なく この債務の弁済に充当する。
 - 2. 乙は、この借入金により行う事業の全部又は一部につき地方公共団体から前項以外 の補助金等の交付を受けたときは、甲の承認を得た場合のほか償還期限にかかわら ず遅滞なくこの債務の弁済に充当する。
 - 3. 乙は、この借入金により改良、造成又は取得した施設等の全部又は一部を甲の承認 を得て処分したときは、償還期限にかかわらず、その収得金をすみやかにこの借入 金債務の弁済に充当する。

(保全義務)

第3条 乙は、この借入金により改良、造成又は取得した施設等については、甲の承認を 得ずに、これを他に譲渡、賃貸し、担保に供し又は担保に供する予約等甲に損害を 及ぼす一切の行為をしない。

(関係書類の整備)

- 第4条 乙は、この借入金にかかる経理を明らかにするとともに書類、帳簿等を整備する。 (調 査)
- 第5条 乙は、事業の状況その他必要な事項について甲が調査し又は報告を求めた場合に は何時にてもその要求に応ずる。
 - 2. 乙は、この借入金及びこの借入金にかかる事業について、大阪府又はその他の行政 機関が報告を求めたとき又は検査をするときは異議なくこれに協力する。

(遅延損害金)

- 第6条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、この借入金債務の元利金の支払を遅延した場合には、その金額につき、その期日の翌日より払込みの日までの期間の日数に応じ年 パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を甲に支払うのもとする。
 - 2. 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。(以下、第13条においても同じ。)

(弁済充当の指定権)

第7条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(連帯債務)

第8条 乙が連帯してこの資金を借入れた場合、この証書による一切の債務について各自 連帯してこれを負担する。

(預け金の相殺)

第9条 乙がこの約定に基づく債務を履行しなかった場合又は乙及び保証人が第1条各号の1にでも該当した場合においては、乙及び保証人はいつでも乙及び保証人の甲に対する諸預け金その他の債権と乙の甲に対するこの約定に基づく債務とをその期限の如何にかかわらず相殺し、又は乙及び保証人の預金につき甲所定の払戻し手続きを省略し期限の如何にかかわらず債務の弁済に充当されても異議がない。乙は甲において相殺その他差引計算された場合の利息の割合、計算の時期及び方法はすべて甲の定めによることを承諾する。

(販売代金の充当)

- 第10条 乙は、甲から要求があるときは、いつでもこの約定に基づく債務の全額を限度として甲を代理受領人と定め、乙が受取るべき農産物販売代金(政府に対する販売の 委託によるものの政府買入代金を含む。以下、同じ。)の権限を委任するものとす る。
 - 2. 乙は、甲が代理受領した農産物販売代金のうちより、甲の請求に従い、償還金(利息及び遅延損害金を含む。)に充当することを承諾する。

(担保の提供)

- 第11条 (以下、「担保提供者」という。)はこの借入金債務の履行を 担保するため、末尾記載の不動産上に順位第 番の抵当権を設定し、甲と協力 してすみやかに登記手続きを完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。
 - 2. 乙は、甲よりこの借入金により改良、造成又は取得した施設等又は甲の指定した物件を担保又は追加担保として提供を請求された場合には、すみやかに当該物件上に甲の指示する担保権を設定し甲と協力して登記手続きを完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

(担保の保全)

- 第12条 担保提供者は、担保として提供した物件を甲の承認を得ずに他に譲渡、賃貸し、 担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為 をしない。
 - 2. 担保提供者は、担保として提供した物件に異動を生じた場合又は当該物件が変更、 滅失、毀損、価値の変動その他の事情により価格が減少した場合には、直ちにその 旨を甲に報告し甲の指示に従う。

(損害保険)

- 第13条 担保提供者は担保として提供した物件又は甲の指定する物件に対し、甲の指定する金額以上の損害保険契約を締結し、この借入金の全部を弁済するまで継続する。
 - 2. 担保提供者は、担保として提供した物件に関する損害保険契約に基づく権利を甲に譲渡し、又は甲に対し、その質権を設定する。

- 3. 担保提供者は、第1項の物件について保険契約の継続、更改、変更保険の目的物件 罹災等に関するその後の処理については、全て甲の指示に従う。
- 4. 担保提供者は、第1項の物件について保険事故が発生した場合には、償還期限にかかわらず、甲が保険金をこの借入金債務の弁済に充当しても異議を申立てない。
- 5. 担保提供者は、甲が担保提供者に代わって保険料を支払い、必要な損害保険契約を 締結し又は継続した場合には、甲の支払った保険料に対しその支払期日から払込み までの期間の日数に応じ年 パーセントの割合をもって計算した利息を付して これを甲に支払う。

(担保権の実行)

- 第14条 甲は、乙がこの借入金債務を履行しない場合には、競売処分、任意処分等如何なる方法によっても担保として提供された物件を任意に処分することができる。
 - 2. 前項の場合における処分時期、価格等はすべて甲の任意とする。
 - 3. 担保提供者は甲が担保権を実行する場合には、担保として提供した物件をもって営んでいる事業の経営に必要な権利のうち甲の指定するものを当該物件の取得者に無償で譲渡する。

(利子補給停止時の金利)

第15条 乙及び保証人は、乙が万一農業近代化資金融通法、同関係法令等及び「大阪府農業近代化資金融通措置要綱」に違反したこと等の理由により、利子補給を受けられなくなったとき(遡及する場合も含む。)は、利子補給を受けられなくなった日から借入金の金利を年 パーセントとすることを承諾する。

(報告)

- 第16条 乙は、経営改善資金計画(簡素化様式による場合を除く。)期間中において経営 改善が達成されるまでは、毎年経営状況を報告するとともに、下記各号の1に該当 する場合は、その都度遅滞なく甲に報告するものとする。
 - 1. 乙又は保証人の住所名称又は代表者に変更のあったとき。
 - 2. 乙又は保証人の資産に著しい変動があったとき。
 - 3. 乙がこの借入金により改良、造成又は取得された施設等を他に譲渡若しくは目的以外の使途に使用しようとする場合又は公用収用されることになった場合。
 - 4. 前各号に掲げるもののほか甲から請求を受けたとき。

(保証連帯)

第17条 表記連帯保証人は、乙がこの約定に基づき甲に対して負担する一切の債務についてこの約定を承認の上、乙と連帯し、かつ乙と保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず、債務履行の責めを負い又保証債務を履行したときも、その主たる債務につき差入れられている担保に関し甲は乙に対して有する全ての債務の金額について優先権を行使することができるものとする。この場合において代位によって取得した担保権の実行については、あらかじめ甲の承認を得るものとし、又必要があるときは甲の請求により代位によって取得した担保権又はその順位を無償で甲に譲渡するものとする。

(保証人の追加)

- 第18条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合には、直ちにこれに応ずる。 (合意管轄)
- 第19条 乙及び保証人は、この借入金に関する訴訟行為について、甲を管轄する裁判所を もって管轄裁判所とすることに同意する。

(費用負担)

第20条 この証書の作成、公正証書の作成及び担保権の設定登記その他この契約に関する 必要な費用は乙がこれを負担する。